令和 7 年度

一般国道457号ほか

一般国道457号ほか芦ノ口地区ほか排水施設等整備工事

特記仕様書

当初設計

一関市萩荘字芦ノ口地内ほか

県南広域振興局土木部一関土木センター

第1条 適用範囲

- ・本特記仕様書は、一般国道457号ほか芦ノ口地区ほか排水施設等整備工事(以下「本工事」という。)に適用する。
- ・本特記仕様書に記載のない事項については「共通仕様書(I)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 〔令和6年 度以降、岩手県県土整備部〕」(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。
- ・本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第2条 工程関係

1 工期

・本工事の工期は、以下による。

全体工期	令和8年3月20日	まで	※全体工期=余裕期間+実工期
うち余裕期間		日間	※工期の始期日を含めて数えた日数とする。
うち実工期	令和8年3月20日	まで	※工事開始日を含めて数えた日数とする。

・実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日(土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等)を含むものである。

※参考 連休等

ゴールデンウィーク4月29日から5月5日7日間お盆休暇8月13日から8月16日4日間お正月休暇12月29日から1月3日6日間

- ・実工期のうち、降雨(降雪含む)による休日日数は 6 日間を見込んでいる。
- ・「共通仕様書第1編1-1-1-8 (工事着手)」における「特記仕様書に定めのある場合」 について、鋼橋・鋼製水門製作工は工事開始日以降90日以内とする。

2 債務負担工事

・本工事は、年債務である。

対象の有無

無

3 余裕期間の設定

対象の有無

無

- ・ 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- ・余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- ・ 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- ・ 工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
- ・ 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- ・ 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約 締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- ・ 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工 事開始日までに通知するものとする。
- ・ 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
- ・ 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議 により、工事開始日を変更することができるものとする。
- その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下によるものとする。

https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020282.html

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>「余裕期間」の設定(技術関連等)》

4 週休2日工事

週休2日工事(発注者指定型)

対象の有無

有

- ・ 本工事は、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領に定める「週休2日工事」である。
- ・ 実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ・ 週休2日に取り組んだ受注者については、県のホームページ等で公表する。
- ・詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」を参照すること。

 $\underline{\text{https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1020291.html}}$

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>いわてのi-Construction(アイ・コンストラクション)>工事における担い手確保対策 (週休2日工事ほか)》

5	関連する他工事				対象の有無
	関連して本工事の工程が影響	響を受ける他の工事の有無			無
	影響を受ける箇所	他工事の内容	影響を受ける時期(予定)	1 1	
_				_	
6	特定される施工時期等に	こよる制限			対象の有無
	特定される施工時期等による	る制限の有無		_	無
	工事内容	施工方法	時期・時間(予定)		
<u> </u>				- '	140+-
7	関係機関等との協議			•	対象の有無
•	関係機関等との協議の有無		_	,	無
	工事内容	協議内容	協議成立見込時期(予定)		
8	 関係機関等協議結果に。	 よる条件			対象の有無
	関係機関等との協議結果に。	よる条件の有無			無
	影響	· 項目	影響範囲等]	
9	工事着手前の事前調査				対象の有無
•	工事着手前の事前調査の有無	#		_	無
	調査内容	調査時期	移設時期 (予定)		
10	工事一時中止の措置				 対象の有無
		こ基づき、工事を一時中止~	する場合の取扱いは、「工事の一時	5中止に	有
	係るガイドライン(案)」(平	成28年7月岩手県県土整備語	部)によることとする。		
	詳細については、以下のホー	-ムページ「工事の一時中」	上に係るガイドライン(案)」を参考	きとする	
	こと。				
	https://www.pref.iwate.jp/kendozuk	kuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/	1017255/1010906.html		
			[>設計·積算·入札>技術関連等>]	エ事の一	
	時中止に係るガイドライン(案)	の以定》			
11	熱中症予防対策に係る	工期の延長			対象の有無
	受注者は、工事請負契約書別	川記第21条に基づき、熱中郷	定予防対策に伴う施工効率の低下等	等を理由 しんしん	有
	とした工期の延長変更を請求	ドすることができる。		ļ	
•			いる施工箇所の最寄りの観測地点 <i>の</i>		
			時~12時及び13時~17時を対象と	して、暑	
			えて工期延長日数を算定する。 -		
	上記により難い場合は、監督	賢職員と協議するものとする はおいます。 	5 .		

第3条 施策関係	
1 下請契約対象の限定 ・社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則として禁止する。 ・正当な理由なく社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、次の措置を実施する。	
① 工事成績評定の減点 ② 受注者への指名停止措置 ・詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.ip/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)>【お知らせ】 県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化》	
2 県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書 ・県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書は、以下のホームページ「(農林水産部・県土整備部所管)岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」により、様式をダウンロードし、必要事項の入力を行うものとする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010908.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>(農林水産部・県土整備部所管)岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正》 ・県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書の提出は、紙又は電子データを監督職員に提出するものとする。 ・電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。	対象の有無 有
3 低入札工事における品質管理の強化 【予定価格(税込み)が1,000万円以上】 ・低入札価格調査制度による調査基準価格(制度適用価格)を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。 ・また、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するとともに、工事履行報告書の提出時に工程管理曲線(出来高累計曲線入り)を提出するものとする。 【予定価格(税込み)が250万円以上1,000万円未満】 ・低入札価格調査制度による制度適用価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。	対象の有無 無 対象の有無 無

工事現場の現場環境改善及び地域連携

- 本工事は、工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係)及び地 域連携を実施する工事である。
- 現場環境改善及び地域連携については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画 書を作成して提出するものとする。
- 現場環境改善及び地域連携の実施状況等の写真を、完成書類に添付するものとする。
- 現場環境改善及び地域連携の内容については、原則として各項目ごとに1内容ずつ(いず れか1項目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とする。
- 現場環境改善及び地域連携に係る経費の積算及び設計変更の扱いについては、積算基準に よる。

項目	内 容
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備,2. 緑化・花壇,3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置,5. 昇降設備の充実,6. 環境負荷の低減
現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化, 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化, 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等), 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び監理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献

5 電子納品

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品 すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン及び国が策 定している電子納品要領・基準等に基づいて作成した電子データを指す。

■ 本工事における電子納品の実施区分は、以下のとおりとする。

本工事は、電子納品を「義務」として実施する。 本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること。

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、以下のとおりとする。
【共通】
□ 擁壁工(高さ5.0m以上)、 □ 函渠工(内空25m2以上)、 □ 橋梁上部工、
□ 橋梁下部工、 □ 杭基礎、 □ グランドアンカー、 □ ロックボルト
【道路・街路】
□ トンネル、 □ 落石防止柵、 □ 雪崩防止柵、 □ 電線共同溝、
□ 消融雪設備、 □ 道路情報盤、 □ ロック(スノー)シェッド、 □ ロック(スノー)シェルター
【河川】
□ 堰(高さ3.0m以上)、 □ 水門、 □ 樋門(高さ3.0m以上)、
□ 海岸構造物
【砂防】
□ 砂防堰堤、 □ 床固工、 □ 地すべり施設、
□ 急傾斜施設(高さ2.0m未満を除く)
【下水道】
□ 管路、 □ 処理場・ポンプ場
【港湾】
□ 航路、 □ 泊地、 □ 船たまり、 □ 防波堤、 □ 防砂堤、
□ 導流堤、 □ 護岸、 □ 岸壁、 □ 物揚場、 □ 桟橋、 □ 係船杭
【その他】
※ 岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合
は 【その他】 欄に記載すること

■このほか、土木工事共通特記仕様書第1編1-1-10の規定によるものとする。

対象の有無

無

対象の有無

情報共有システム(ASP)の利用について 対象の有無 有 (*ASP: Application Service Provider) ■本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで 業務の効率化を図るものをいう。 契約後、情報共有システムの取扱いについて別紙1により協議すること。 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費(技術管理費)の 率分に含まれる(ただし、土木工事標準積算基準書以外の基準を用いる場合は除く)。 ※ここでいう費用とは情報共有システムの登録料及び利用料である。 ■ 詳細は土木工事共通特記仕様書1-1-11による。 様式等は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020281.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>情報共有システ ム(ASP)の利用》 対象の有無 7 新技術等の活用の推進について ・施工に先立ち、本工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を 有 除き、新技術情報提供システム(NETIS)や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、 新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に 報告するものとする。 新技術等の活用により、設計図書の記載事項の変更が必要となる場合は、監督職員と協議 するものとする。 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを なお、調査結果については、工事名・受注者名を公表する場合がある。 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活 用促進事業」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/shingijutsu/1010856.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>新技術・経営革新>新技術等活用促進事業》 対象の有無 8 再生資源利用認定製品 再生資源利用認定製品の利用促進の有無 無 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品は除くものとする。 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とするこ https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html 《岩手県トップページ>くらし・環境>環境>環境政策>岩手県再生資源利用認定製品》 【参考】 資材名 規格 備考

9	溶融ス	ベラグ入りプレキャストコ	ンクリート製品		対象の有無
			ては、極力溶融スラグ入り製品を	優先して使用する	有
	ものと		、JIS A 5031に適合しているもの	レナス	
			、溶融スラグ入り製品を使用でき	-	
	理由を	明記した工事打合簿(共通仕様	書 様式第43号)を監督職員に提出	出すること。	
	■ 本工事	で使用できる溶融スラグ入りプ	レキャストコンクリート製品類は	、以下のとおり。	
1				1	
	使用区分	資材名 —————	備考 ————————————————————————————————————		
		落ち蓋式側溝類	道路用鉄筋Co側溝1種 300×300×2000		
		落ち蓋式側溝蓋類	道路用鉄筋Co側溝1種 300用		
		自由勾配側溝類			
		自由勾配側溝蓋類			
		水路式側溝類			
		鉄筋コンクリート水路類			
		排水フリューム類			
		ベンチフリューム類			
		歩車道境界ブロック類			
		歩車道境界付き落蓋類			
		積みブロック類			
		インターロッキングブロック類			
		舗装用コンクリートブロック類			
		その他			
10	※宝座	・	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	ンクリート	対象の有無
10			ては、極力災害廃棄物を原燃料と		無
	いた製品	品を優先して使用するものとす	る。		NIV
	- 品質規	烙は、JIS A 5308に適合してい	るものとする。		
11	受発注	 E者間の情報共有(設計・	施工技術検討会(三者協議))について	対象の有無
			な伝達と反映、工事施工段階にお		無
	更の内容		応を協議する「設計・施工技術検	討会」の設置対象	
			(設計図書の照査等)」により設	計昭杏等を実施	
		督職員に確認できる資料及び質		,,,,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	
	- 開催回	数は、原則1回とするが、発注	者が必要と認めた場合は複数の開	催ができるものと	
	する。	,			
	対象「	無」の場合においても受注者か	ら実施の申し出を行うことができ	る。	

12		対象の有無
	- 設計変更については、工事請負契約書別記第18条~第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-15	有
	~1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、	
	「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(岩手県県土整備部)によることとする。	
	詳細については、以下のホームページ「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を	
	参考とすること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010907.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>	
	(名子宗ドラン・、 ラン宗エラペラン姓成朱ン姓成及州国建ノ成計 領第・八代ン以前国建寺ンエ事請負契約における設計変更ガイドライン》	
13	現場環境改善(快適トイレの設置の試行)	対象の有無
	受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。	有
	快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020280.html	
	《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>快適トイレの導 入》	
	快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。	
14	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について	対象の有無
	本工事は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を利用することができる。	有
	詳細については、以下のホームページ「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」を参照す	
	ること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020279.html	
	《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>デジタル工事写真の小黒板情報電子化》	
15	ICT活用工事	対象の有無
	ICT活用工事ではない。	無
	■ 詳細については、別添「ICT活用工事特記仕様書」及び以下のホームページ「岩手県県 → 軟件切 ICT浜田工東宮佐西領」なる昭士ステト	
	土整備部ICT活用工事実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1020287.html	
	《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事> いわてのi-	
	Construction(アイ・コンストラクション) > ICT活用工事》	
16	BIM/CIM適用工事	対象の有無
	B I M/C I M適用工事ではない。	無
	•	
	■詳細については、別添「BIM/CIM適用工事特記仕様書」及び以下のホームページ	
	「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領」を参照すること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020285/1077110.html	
	《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事> いわてのi- Construction(アイ・コンストラクション)> BIM/CIM適用工事》	

17		対象の有無
	「1 日未満で完了する作業の積算」(※)(以下、「1 日未満積算基準」と言う。)は、	対象の有無
	変更積算のみに適用する。	79
	・受注者は、施工パッケージ型積算基準(※)と乖離があった場合に、1日未満積算基準の	
	適用について協議の発議を行うことができる。	
	•同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより1日作業となる場合には、1日	
	未満積算基準は適用しない。	
	受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面及びその他協議 に必要となる根拠資料(日報、見積書、契約書、請求書等)を監督職員に提出すること。	
	なお、根拠資料により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。	
	「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」(※)を適用して積算する場合等、1日未満	
	積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
	・施工箇所が点在する工事の積算方法を適用している場合は、1日未満積算基準「3.判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」(※)により、別箇所として扱う。	
	※それぞれについては土木工事標準積算基準書を参照してください。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017252/index.html	
	《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>積算基準書等》	
18	熱中症対策に資する現場管理費補正	対象の有無
	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。	有
	• 詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部熱中症対策に資する現場管理費 の補正の試行要領」を参照すること。	
	か無正のかけ女原」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1031205/index.html	
4.0		1140+==
19	法定外の労災保険の付保	対象の有無
	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	有
20	建設現場における遠隔臨場試行対象工事	対象の有無
	試行対象工事ではない。	無
	■ 詳細については、以下のホームページ「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照す	
	ること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1038444.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>建設現場の遠	
	《石子宗トリンペーシン宗工 ブック 建設 未 ク 建設 未 の 働 さ 力 以 単 ク 建設 工 争 ク 建設 坑 場 の 遠 隔 臨 場 》	
21	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事	対象の有無
	本工事は、受注者が希望するCCUSを活用した工事(以下「CCUS活用工事」という。)の対象である。	有
	■詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領(以下「要領」という。)」を参照すること。	
	■対象の有無が「無」の場合でも、CCUS活用工事の実施を希望する場合は、要領第4第 3項に基づく協議により、CCUS活用工事を実施できる場合があること。	
	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1058795.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>建設キャリア アップシステム活用工事》	
	アップシステム活用工事》	

総合評価落札方式競争入札において建設キャリアアップシステムの 対象の有無 22 無 活用を提案する場合の取扱い 本工事が総合評価落札方式競争入札による発注で、受注者が技術提案評価項目Aで「当該 工事における建設キャリアアップシステムの活用」を「活用する」として申請し評価点を 得ている場合、受注者は「総合評価落札方式技術評価基準 別紙1 (評価基準及び配点 (A)(以下「評価基準別紙1)」に定める内容を実施すること。 ■ やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事 成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱う。 ■詳細については、以下のホームページに掲載する「評価基準別紙1」の「6留意事項〔建 設キャリアアップシステムの取組〕」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/1-2-03700.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事 入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>1-2-03700 総合評価落札方式競争入札技術 評価基準》 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対象の有無 無 • 本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「加速化対策」と いう。) に関する工事である。 ■ 対象が「有」の場合は、工事中の標示施設について以下のホームページを参考に「加速化対策」で ある旨を明示すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1061453.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等> 国土強靭化5か年加速化対策工事における標示施設の設置》

第4条 使用材料の品質規格等

- 1 レディーミクストコンクリート
 - 無筋コンクリート

使用 区分	コンク リート 種類別	適用工種	セメ 種 BB	ント 類 N	規 格	最大水 セメン ト比	最小セ メント 使用量
		急傾斜地崩壊対策工事用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)(ポンプ車打設)、均コンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水桝、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、ガートゲーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インバート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック、親柱		•	18-8-40	60	
	普通	トンネル覆エ(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)			18-15-40	60	270
		海岸構造物、消波プロック			18-8-40	55	
		砂防堰堤(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工			18-5-40	60	
		同上(堤冠部)			21-5-40	60	
		水中コンクリート(場所打杭を除く)			30-15-40	50	370

鉄筋コンクリート

/ +	コンク		セメ	ント		最大水	最小セ
使用	リート	適 用 工 種	種	類	規格	セメン	メント
区分	種類別		BB	N		卜比	使用量
		急傾斜地崩壊対策工事用(法枠工)、側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場			21-12-40	55	
		同 上			21-12-25	55	
		同 上(海水の影響を受ける構造物)			21-12-40	45	300
		同上(同上)			21-12-25	45	330
		橋梁下部、擁壁、函渠、樋門(管)			24-12-40	55	
		同 上			24-12-25	55	
		ラーメン構造物(σca=7.8N/mm2)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、剛性防護柵			24-12-25	55	
	l	深礎			24-12-40	55	
	普通	非合成桁床版(地覆含む)			24-12-25	55	300
		リバース杭、ベノト杭			30-18-40	55	350
		同 上			30-18-25	55	350
使用		V		ント	10 16	最大水	最小セ
区分		適 用 エ 種 	<u>俚</u> H	類 N	規格	セメン ト比	メント 使用量
		PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテン I 桁中詰、PCホロースラブ中詰			30-12-25	55	
		PCπラーメン、オールステージングによる場所打ポステン桁			36-12-25	55	
		ポステン主桁			40-12-25	55	

・コンクリート舗装

使用 区分	コンク リート 種類別	適用工種	セメ 種 BB	ント 類 N	規格	最大水 セメン ト比	最小セメント 使用量
	舗装	コンクリート舗装			曲げ4.5-2.5-40	ı	
	研衣	同 上			曲げ4.5-6.5-40	1	

※N:普通ポルトランドセメント、H:早強ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種

- ※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。
- ※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex.最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)
- ※塩害対策の対象となる場合は、別途考慮する。

					対象の有無
) 上記以外の使用コン	/クリート (現場練	・セメントモルタル	・吹付けコンク	リート等)の有	無
無	- 11 1 M - T7 A 1		+	*	
		は以下を参考とし、	事前に配合計算	善を提出し、監	i.
督職員の承諾を得る					
【参考】配合の目第	そ (モルタル及びコ)	1	7		
	セメント量	水セメント比			
	C (kg/m3)	W/C (%)			
モルタル吹付 コンクリート吹付	360~420	45~60			
(注) レディーミ ものとする。		以外の場合は、「練	_ 混ぜ水の水質試	験」を実施する	3
					対象の有無
テストハンマーに。	こる強度推定調査の	有無			無
		、テストハンマーに、			₹
「強度推定調査票」	を作成するものと	する。【摘要:重要	なコンクリート	菁造物 】	
「土木工事共通特計	2仕様書 第1編 共	送通編 第3章 無筋	鉄筋コンクリー	ート」参照	_
エ	種	×	対象構造物		
					11
					-
					」
					対象の有細
7.17 图 2 2 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	つ調本の左無				対象の有無
	.,	71/7/宝山 発生状況	の調本を行い、	引発「「アトアド生川生	無
以下のコンクリート	、構造物については、			別紙「ひび割害	無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	、構造物については、 トるものとする。【1	摘要:重要なコンク	リート構造物】		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	、構造物については、 トるものとする。【1	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	、構造物については、 トるものとする。【1	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	・構造物については、 ↑るものとする。【打 己仕様書 第1編 共	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		無
以下のコンクリー れ調査票」を作成す 「土木工事共通特言	・構造物については、 ↑るものとする。【打 己仕様書 第1編 共	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	・構造物については、 ↑るものとする。【打 己仕様書 第1編 共	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す	・構造物については、 ↑るものとする。【打 己仕様書 第1編 共	摘要:重要なコンク 芸通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		無
以下のコンクリートれ調査票」を作成す「土木工事共通特言	・構造物については、 けるものとする。 【記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク ₹通編 第3章 無筋	リート構造物】 ・鉄筋コンクリ [、]		対象の有無
以下のコンクリートれ調査票」を作成で「土木工事共通特計工工	・構造物については、 けるものとする。 【記 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク E通編 第3章 無筋 対	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物	一卜」参照	無
以下のコンクリート れ調査票」を作成で 「土木工事共通特言 エ 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用	、構造物については、 けるものとする。 【i 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク E通編 第3章 無筋 対	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物	一卜」参照	対象の有無
以下のコンクリー」 れ調査票」を作成す 「土木工事共通特言 エ 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考	・構造物については、 するものとする。 【 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物	一卜」参照	対象の有無
以下のコンクリートれ調査票」を作成で「土木工事共通特計工工	・構造物については、 するものとする。 【 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。	一卜」参照	対象の有無
以下のコンクリー」 れ調査票」を作成す 「土木工事共通特言 エ 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考	・構造物については、 するものとする。 【 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。	一卜」参照	対象の有無
以下のコンクリー」 れ調査票」を作成す 「土木工事共通特言 エ 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考	・構造物については、 するものとする。 【 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。	一卜」参照	対象の有無
以下のコンクリー れ調査票」を作成で 「土木工事共通特言 エ 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考	・構造物については、 するものとする。 【 記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。	一卜」参照	無 対象の有無 無
以下のコンクリー れ調査票」を作成で「土木工事共通特言 エ エ	、構造物については、 けるものとする。【注 記仕様書 第1編 共 種 様保存業務実施の有知 計する材料についてに 音資料)」に基づくに 透り	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等ものとする。 対象材料	 上 参照 実施要領(案)	無 対象の有無 無 対象の有無
以下のコンクリー れ調査票」を作成で 「土木工事共通特言 工 建設資材の品質記録以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考 対象権	・構造物については、 するものとする。 【 i 記仕様書 第1編 共 種 様子業務実施の有知 計する材料については で資料)」に基づくい に基づくい に基づくい には物	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する 中の配筋状態及びか	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。 対象材料	ート」参照 実施要領(案)	無 対象の有無 無 対象の有無
以下のコンクリー れ調査票」を作成。 「土木工事共通特言 ・ エ ・ 建設資材の品質記録以下の構造物に使用。 (共通仕様書Ⅲ参考 ・ 対象構 ・ 対象構	・構造物については、 ・構造物については、 ・合ものとする。 【まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	簡要:重要なコンク 注通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する 中の配筋状態及びか	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。 対象材料 ぶり測定実施ので 以上のボックスで	ート」参照 実施要領(案)	無 対象の有無 無 対象の有無
以下のコンクリー れ調査票」を作成で 「土木工事共通特言 エーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・構造物については、 ・構造物については、 ・おものとする。【 i ・記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク は通編 第3章 無筋 対 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する 中の配筋状態及びかる ある内空断面積25㎡ マスト製品は対象外	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対 象構造物 質記録保存業務等 ものとする。 対 象材料 ぶり測定実施ので 以上のボックスで	ート」参照 実施要領(案) 有無 カルバートを交	無 対象の有無 対象の有無 対象の有無
以下のコンクリー れ調査票」を作成で 「土木工事共通特言 エータークリー ・	・構造物については、 ・構造物については、 ・おものとする。【 i ・記仕様書 第1編 共 種	簡要:重要なコンク 議通編 第3章 無筋 禁 無 は、「建設材料の品別 品質記録を作成する 中の配筋状態及びかる ある内空断面積25㎡」	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対 象構造物 質記録保存業務等 ものとする。 対 象材料 ぶり測定実施ので 以上のボックスで	ート」参照 実施要領(案) 有無 カルバートを交	無 対象の有無 対象の有無 対象の有無
「土木工事共通特言 工 ② 建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考 対象構 ② 非破壊試験による等 ・橋梁上部エ・だし、 「共通仕様書(Ⅱ) 筋」参照	ト構造物については、 トるものとする。 【まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	簡要: 重要なコンク (注通編 第3章 無筋 対 無 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する 中の配筋状態及びかる ある内空断面積25㎡が マスト製品は対象外 が規格値 1 共通編 3	リート構造物】・鉄筋コンクリー対象構造物 質記録保存業務等ものとする。 対象材料 ぶり測定実施ので以上のボックスでとする。 無筋・鉄筋コン	大クリート 7 部	無 対象の有無 対象の有無 対象の有無
以下のコンクリー」 れ調査票」を作成。 「土木工事共通特言 工)建設資材の品質記録 以下の構造物に使用 (共通仕様書Ⅲ参考 対象権)非破壊試験によるコ 象とする。ただし、 「共通仕様書(II) 筋」参照 詳細については、以	・構造物については、 にあものとする。 【 i 記仕様書 第1編 共 種	簡要: 重要なコンク (注通編 第3章 無筋 対 無 無 は、「建設材料の品が 品質記録を作成する 中の配筋状態及びかる ある内空断面積25㎡が マスト製品は対象外 が規格値 1 共通編 3	リート構造物】 ・鉄筋コンクリー 対象構造物 質記録保存業務等 ものとする。 対象材料 ぶり測定実施のでいる。 ・無筋・鉄筋コンとま無筋・鉄筋コンコンクリート構造	上 参照 上 参照 大 クリート 7 部 生物中の配筋が	無 対象の有無 対象の有無 対象の有無

第4	条(使用材	料の品質規格等		
2	アス	ファル	ト混合物		対象の有無
	使用 区分		アスファルト合材名	使用箇所	有
		1	再生 粗粒度アスコン (20)		
		2	再生 密粒度アスコン (20) 基	層(車道)	
		2	再生 密粒度アスコン (13)		
		(5)	再生 密粒度アスコン (20F)		
		(5)	再生 密粒度アスコン (13F) 表	層(車道)	
		7	再生 細粒度アスコン (13F) 表	層 (歩道)	
			再生 瀝青安定処理 (20)		
		1	粗粒度アスコン (20)		
		2	密粒度アスコン (20)		
		2	密粒度アスコン (13)		
		5	密粒度アスコン (20F)		
		5	密粒度アスコン (13F)		
		7	細粒度アスコン (13F)		
			瀝青安定処理 (20)		
		8	密粒度ギャップアスコン (13F改質 I 型)		
			密粒度アスコン (20改質Ⅱ型)		
			密粒度アスコン (13F改質Ⅱ型)		
	※「改	質型」	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
					お色の左便
<u> </u>	L를마이	りのはり	サファフィル ↓ △ 廾の左 毎		対象の有無 無
(I)	T	タトリン(D) 区分	用アスファルト合材の有無 アスファルト合材名	使用箇所	///
			7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1	(人), 四//	
					対象の有無
			履歴管理ファイル(舗装カード)、橋梁補修・補強履歴カー		有
•			「舗装新設補修履歴管理ファイル(舗装カード)」「橋梁補値 入のうえ、監督職員に提出するものとする。	多• 網蚀復燈	
			wate.jp/kendozukuri/douro/ijikanri/1041358/1009678.html	ᇺᆮᆂᄼᄱᄻᄯ	
			ページ>県土づくり>道路>道路の環境改善、維持管理>道路施記 −ド・舗装カード》	汉 反弃	

第4	条(吏用材料の品質規格等			
3	石材類				対象の有無
	使用 区分	材料名	規格	適用箇所	有
			砂 (洗)		
		コンクリート用骨材	砕石 15 ~ 5mm		
		 コンクリート用骨材	砂利 15 ~ 5mm		
		クラッシャーラン	C-80		
		クラッシャーラン	C-50		
		クラッシャーラン	C-40		
		クラッシャーラン	C-25		
		 粒度調整砕石	M-40		
		 再生クラッシャーラン	RC-80		
		再生クラッシャーラン	RC-50		
		再生クラッシャーラン	RC-40		
		 栗石	50 ~ 150 mm		
		割栗石	50 ∼ 150 mm		
		割栗石	150 ∼ 200 mm		
		割詰石	150 ∼ 200 mm		
		雑割石	150 ~ 200 mm		
		山砂(不洗)			
		岩ズリ	CBR 以上		
•			•		対象の有無
(1)	上記以	外の使用材料の有無			無
		材料名	規格	適用箇所	Ziiv
	A:1		l .		1120-5-5
4	鉄筋 使用		1		対象の有無
	区分	材料名	規格	適用箇所	無
		丸鋼 SR235	φ		
		異形棒鋼 SD295A	D		
		異形棒鋼 SD345	D		
					i

与 4	·条	使用材料の	品質規格	 }等		
		 上工材料				
•				吹付の主体種子については		
	発芽	率を考慮の上、事	事前に配合	計算書を提出し、監督職員	の承諾を得るもの	りとする。
	(① 種子散布工				
		型 性于飲布工② 客土吹付工				
		3 植生基材吹付	Т.			
	`					
	主体	<a>種子 <a>■		b_ b_11 \ \0. \b2.	10-2 - 5 1	7 10 10 -
	草本類	外来種	ス, ケンク ウィーピン レニアルラ ドトップ	ェスク,クリーピングレッ タッキーブルーグラス,チ ングラブグラス,バビアグ ライグラス,イタリアンラ	モシー, バミュー ラス, ホワイトク イグラス, ベント	-ダグラス, 'ローバー, ペ
	<u> </u>	在来種(郷土種)	ヨモギ, ニ	ススキ,イタドリ,メドハ	ギ	
	木本類	在来種(郷土種)	ヤマハギ	(皮取り) , ヤマハギ(皮	付き), コマツナ	ーギ
	そ0)他 他の使用材料の存	54年			
	~ ()	材料名	月 	 規格・寸法・材質	適用工種	備考
		17) 77 71		从们· 1 从 1 例 頁	過用工程	川行
	設計	書記載のとおり				

第 5	5条 検査(確認を含	含む)及び立会		
1	立会			対象の有無
		に指定された工種以外に、監督職員の立会	のうえ施工すべき工種	無
	の有無 [※監督技術基準の「施コ	二状況把握一覧」等を参考に明示するもの。	1	
	工種	立会時期	 備 考	
2	段階確認			対象の有無
	· 共通仕様書第3編3-1-1-4	に指定された工種以外に、追加する工種の	有無	無
	工種	工事段階	備考	
3	中間技術検査		L	対象の有無
		受けるべき工種(または構造物名)の有無	<u> </u>	無
		通特記仕様書第3編1-1-8に定める図面を提 途中において、完成時に出来形・品質を確		
		歴中において、元成時に山米形・山真を傩 区切りにおいて行うものである。	八重のか イからり 盗	
		要毎の検査、道路改良後すぐに舗装を施工する	る必要がある場合、	
	工種	工事段階	備考	
4	指定部分検査			対象の有無
		受けるべき工種(または構造物名)の有無		無
		の完成に先立って引渡しを受けるべきこと	を指定した部分があ	
		部分の完了を確認するための検査である。 ミっている場合、引渡しが必要な場合等]		
	工種	工事段階	備考	
		- 77512	WID 3	
	-			

第(6条	用.	地	関係	:		
1	工事	用均	也等	の制	限		対象の有無
•	工事	用地:	等の	未処理	狸に	よる制限の有無	無
	未	処	理	箇	所		
	処耳	里見	l i	込 時	期		
2	使用	後(の復	旧条	件		対象の有無
-	工事	用地:	等の	使用約	終了	後の復旧条件の有無	無
	内				容		
3	工事	用化	反設	道路	· . j	登機材置場等の借地指定	対象の有無
•	工事	甲仮	設道	路、資	資機	材置場等の借地指定の有無	無
	場	所	•	範	囲		
	時	期	•	期	間		
	使	用		条	件		
	復	旧	方	法	等		
4	仮設	ヤ-	ード	の指	定		対象の有無
	仮設	ヤー	ド (桁製作	作ヤ	ード) の指定の有無	無
	場	所	•	範	囲		
	時	期	•	期	間		
	使	用		条	件		
	復	旧	方	法	等		

第	7条	公哥	 	係		
1	公害	防止	のた	めの)制限	対象の有無
•	■ 騒音	 振動 	防止	のた	めの施工方法等の制限の有無	無
•	- 粉塵	防止の	ため	の施	工方法等の制限の有無	無
•	排出:	ガス防	止の	ため	の施工方法等の制限の有無	有
•	その位	也、公	害防	止の	ための施工方法等の制限の有無	無
	施	エ	方	法		
	建設	機械	• 彭	设備	一般工事用建設機械8機種	
	作	業	時	間		
2	水替	• 流	入防	止於	也設	対象の有無
	- 水替	・流入	防止;	施設	設置の公害防止対策の有無	無
	施	設	内	容		
	設	置	期	間		
3	濁水	• 湧	水等	の久	 凸理条件	対象の有無
•	濁水	・湧水	等の	処理	条件の有無	無
	処	理	施	設		
	処 3	理条	件	等		
4	事業	損失	防止			対象の有無
	- 事業	損失防	止の	ため	の事前・事後調査の有無	無
	調	査	項	目		
	事「	前 •	事	後		
	調	査	時	期		
	調	査	方	法		
	調	査	範	囲		

第	8条:	安全対策	関係					
1	交通認	導警備員						対象の有無
		尊警備員の計						有
-				以下のとおり計上し				
		16をの結果 とし、設計変		変更に伴い員数に増減 こする。	(が生した場合	びよ、監管・戦	貝と励識り	
	西西		配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無	
	路線名			検定合格者:0名				
		· 道457号ほか	2人	その他:2名	46 人	昼	無	
	///	E 107 - 7 10/3		(切尼.2日				
2	近接エ	事						
•	近接する	る工事での施	工方法、作	F業時間等の制約の有	無			対象の有無
	施工	方 法 制 限				鉄	道	無
						ガ	、ス	無
	作 業	時間制限				Ē	気	無
	F #	(4) [4] (A)				電	話	無
	そ	の他				上	水道	無
		0) 1E				下	水道	無
	-					文化	化財	無
						その他()	無
2	n+=#+	- =n. ///-						
3	防護施	! 設寺 因に対する防	: 推场型学 <i>0</i>	方無				対象の有無
Ī	・厄陜安川		喪	7		茲	石	対象の有無
	施部	内容					崩	無
							·崩壊	<u>無</u>
								-
						無強か必安/	な既存構造物	無 ————
4	発破作	業等の制限	退					対象の有無
-	発破作	業等の保安設	備・要員の	の配置の有無				無
	設備・	要員内容						
	制阻	人 内容						
5	有毒力	 、 ス及び酸	素欠乏等	 の対策				
	換気設何	#等の設置の	有無					対象の有無
	設 傭	内 容				有毒	ガス	無
	成 7月	内容				酸素	欠乏	無
	_					その	の他	無

6	積載超過防止対策	対象の有無
	積載超過防止対策の有無	有
1)土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。	
_) 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。) 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練 等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。	
	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 ※法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を含む。 下請け契約の相手方または資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。	
7	簡易信号機	対象の有無
	・簡易信号機の使用の有無	無
	・簡易信号機を使用する場合には、設置位置、全赤設定時間(両方の信号が赤表示になっている時間)が確認できる書類、写真等を添付した工事打合簿(共通仕様書 様式第43号)を提出し、事前に監督職員の承諾を得ること。	

第9条 工事用道路対策関係	
1 一般道路の搬入路使用	対象の有無
・搬入経路の指定の有無	無
搬 入 経 路 指 定	
使 用 制 限 等	
使用中の処置	
使用後の処置	
2 仮設道路の設置条件	対象の有無
仮設道路設置条件等の有無	無
仮 設 道 路 設 置	
安全施設内容	
安全施設設置期間	
工事終了後の処置	
維持・補修内容	

第1	0条 仮設関係	Ŕ					
1	任意仮設						対象の有無
-	任意仮設工の有無	ŧ					無
		とおりとするが、	受注者は契約後	速やかに具	具体の仮設方	法を立案し、	
	発注者へ提出する	<u> </u>	1			Г	
	工種 	種別	細別	単位	数量	備考	
2	指定仮設						対象の有無
-	指定仮設工の有無	Ě					無
	指定仮設は以下の)とおりとする。	1			 	
	工種 	種別	細別	単位	数量	備考	
3	仮設備関係						対象の有無
	仮設備の引渡し・	引継ぎの有無					無
	仮 設 備 内	容					
	引渡・引継期	間					
	条件	等					
		·					
							対象の有無
•	仮設備の構造・脱	T	「無			1	無
	仮設備内						
	施工方	法					
							対象の有無
	仮設備の設計条件	+の指定の有無					無
	設 計 条	件					
	そ の	他					
	-	•					

第11条 建設副産物関係 土砂の搬入元 (工事を除く) 対象の有無 ストックヤード等からの土砂の搬入の有無 無 搬入元及び搬入量は以下のとおり。 箇所名 搬入量(地山) 地先名 備考 m3具体的な箇所は別添「位置図」のとおり 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。 対象の有無 建設発生土の搬入予定工事 無 建設発生土の搬入予定工事の有無 本工事では、以下の工事からの建設発生土の搬入を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。 搬入量 搬入元工事名 搬入予定期間 備考 (盛土換算数量) 令和 月 から 年 令和 年 月 令和 年 月 から m3令和 年 月 ●受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。 対象の有無 建設発生土の搬出先(工事を除く) ストックヤード等への建設発生土の搬出の有無 無 搬出先及び搬出量は以下のとおり。 箇所名 地先名 搬出量(地山) 備考 m3m3具体的な箇所は別添「位置図」のとおり ●受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。

建設発生土の搬出予定工事

建設発生土の搬出予定工事の有無

本工事では、以下の工事へ建設発生土の搬出を予定する。

詳細については、監督職員の指示を受けること。

搬出先工事名		ł	般出	予定	2期間		搬出量		備考
一級河川金流川筋 永井地区築堤(そ の2)工事	令和 令和	7 8	年年	11 3	月月	から	60	m3	新町、芦ノロ、赤荻
	令和 令和		年年		月 月	から		m3	

●受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。

資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務

- 本工事に土砂の搬入又は本工事から建設発生土を搬出する場合、下記に記す資源有効利 用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。
- 受領書の交付

受注者は、土砂を共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用計画に記載した搬入元から搬 入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

再生資源利用計画を作成する上での確認事項等

受注者は、共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土 を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関し て発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地 等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公 衆の見やすい場所に掲げなければならない。

・発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利 用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と上記確認結果を、 委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

・発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令 等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事 項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督 職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

指定副産物の処埋の有無

工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、以下の場所に搬入する。

ı	b	建設副産物
ı	_	指定副産物の処理の有無

副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考
As殼	丸正興業㈱	奥州市前沢六本松28-122	新町
As殼	(株)平野組	ー関市狐禅寺字草ヶ沢227-26	芦ノロ
Co殼(有筋)	(株)ゴトウ	奥州市前沢字安寺沢28-132	新町、芦ノロ
Co殼(無筋)	(株)ゴトウ	奥州市前沢字安寺沢28-132	芦ノロ

対象の有無

対象の有無

有

7	建設廃棄物				対象の有無
	指定廃棄物の処理	2の有無			有
	工事の施工により	発生する指定廃棄物は、	以下の場所に搬入する。		
	廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考	
	廃プラ	EC南部コーポレーション(株)	奥州市水沢黒石町箕輪52-50	赤荻	
8	その他				
•	再生資源化施設及 設を指定するもの		ついては、積算上の条件明示	であり、処理施	
	なお、受注者が上ない。	:記施設とは異なる施設で	処理する場合においても設計	変更の対象とし	
	ただし、現場条件 限りではない	や数量の変更等、受注者	の責によるものでない事項に	ついては、この	

第12条 工事支障物件等関係		
1 占用支障物件		
占用支障物件の有無		対象の有無
管 理 者	ガス	無
位 置	電気	無
移 設 時 期	電話	無
工 事 方 法 等	上水道	無
	 下水道	無
	その他(無
占用物件との重複施工の有無		 対象の有無
管 理 者	ガス	無
位置	電気	無
工事内容	電話	無
期間	上水道	無
·	 下水道	無
	その他(無

第1	3条	¥	疼液	注.	入队			
1	薬液	友注	入る	を行	う場	易合		対象の有無
-	薬液	注入	の存	有無				無
							「薬液注入工法に係る条件明示事項等について(共通仕様書Ⅲ	
	参考	貸料	ł)]	(C.	よる	€00 i	とする。	
	◆契	約時	手に見	月示	する	事項		
	(1)	ェ	法	区	分			
	(2)	材	料	種	類	1		
						2		
						3		
	(3)	施	ェ	範	囲	(1)		
						2		
	(4)	削			괴	1		
	(4)	נינו			10	2		
	(5)					3		
	(5)	汪	,	Λ.	量			
						2		
	(6)	そ	C	D	他			
	◆施	[工計	上画才	丁合	せ時	等に	受注者から提出する事項	
	(1)	ェ	法	関	係	1		
						2		
						3		
						4		
	(2)	材	郑	塱	係			
	(=)	1.3	711	121	DIX.	2		
						3		
						3		
2	周辺	2環	境景	影響	調査	Ē		対象の有無
-	周辺	環境	É ~0	り調	査の	必要怕	生の有無	無
	調		査		項		目	
	採		取		地		点	
	採		取		口		数	
	備						考	
								Í

	現場発生品			対象の有無
•	現場発生品の引渡条件の有無	無		
	種類	数量	保管・仮置場所	
-	凍結抑制剤散布			対象の有無
	現場周辺路面の凍結抑制剤散	で布の有無		有
	路面凍結の恐れがある場合、	凍結抑制剤を散布す	つ ること。	
	なお、凍結抑制剤は受注者の	負担とする。		
}				 対象の有無
	「岩手県県産木材等利用促進		「行動計画」という。)の趣旨(木材の	有
)形成等)に鑑み、木材を使用した場合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	① 木材の概算使用量の合計	(m³)		
	② 木材を使用した工種のう	ち、最も多く使用し	た工種名(1工種)	
	(工種名については、木材の	利用事例として今後	その行動計画の推進に活用するもの。)	
	木材を使用する工種の例は以	「下のとおり。		
	仮設工(丁張材、仮設防護柵	∄の横桁等)、型枠Ⅰ	二、法面工(伐根材等を植生基材として	
	利用した法面吹付工)、木工	沈床工等		
•	行動計画の詳細については、	以下のホームペーシ	> 「岩手県県産木材等利用促進基本計	
	画・行動計画」を参考とする https://www.pref.iwate.jp/sangyouk	こと。		

条 その他	
現場代理人の兼務	対象の有無
本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い(令和3年3月8日付け出総第341号)に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。	有
詳細については、以下のホームページ「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照すること。	
https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01400.html	
《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01400 現場代理人の兼務に関する取扱い》	
主任技術者及び監理技術者の兼務	対象の有無
本工事は、県営建設工事における技術者等の兼務について(令和7年1月21日付け出総 第205号)に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。	無
詳細については、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い」を参照すること。	
https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01300.html	
《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01300 主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い》なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定める請負代金の額に満たない工事においては専任を要しないことから、本項目の対象の有無にかかわらず複数の工事を管理することができる。	
	本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い(令和3年3月8日付け出総第341号)に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。 詳細については、以下のホームページ「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.ip/kensei/nyuusatsu/kouii/1010493/kiteishu/3-2-01400.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01400 現場代理人の兼務に関する取扱い》 主任技術者及び監理技術者の兼務 本工事は、県営建設工事における技術者等の兼務について(令和7年1月21日付け出総第205号)に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。 詳細については、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。 がはたいては、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。 がはたいては、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.ip/kensei/nyuusatsu/kouii/1010493/kiteishu/3-2-01300.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01300 主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い》 なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定める請負代金の額に満たない工事においては専任を要しないことから、本項目の対象の有無にか

6 労働者確保に要する間接費の実績変更

- ・本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。
- ・本工事は、土木工事標準積算基準(港湾工事積算基準)に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、以下に基づき追加費用を計上している。

「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年3月1日)

〇 「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」 (平成26年2月7日)

※いずれかに「○」を記入すること。

- ・ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、契約締結後、土木工事標準積算基準書(港湾工事積算基準)により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。
 - ① 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ② 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ・受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更(以下「間接費の実績変更」という。)を請求する場合は、実績報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

- ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- ・発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分(以下「実績変更対象費(率式)」という。)を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- ・ 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置 及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- ・ 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- ・ 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであ り、以下のホームページを参考とすること。

https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010937.html

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>東日本大震災特例等>【土木工事】労働者確保に要する間接費の実績変更》

対象の有無

7 施工箇所が点在する工事の積算方法

- ・本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『新町地区』、『芦ノロ地区』、『赤荻地区』 (以下「対象地区」という。)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。
- ・ 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費及び現場管理費の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区 毎に設定する。

対象の有無

対象の有無

有

有

8 工事請負契約締結後における単価適用年月変更

- ・ 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。
- ・本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。
- ・ 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。
- ・ 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別 紙様式により発注者に請求するものとする。
- ・ 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知(設定)している最新の設計単価資料(「土木関係設計単価表」をいう。)の設計単価に変更するものとする。
- ・ 設計単価の変更に伴う契約変更 (第1回) は、原則として単価適用年月の変更のみと し、契約数量、契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。
- ・ 単価適用年月の変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から 第4項(いわゆる「全体スライド」)、第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項 (いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地から の資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。
- ・ 適用除外工事は以下のとおり。
 - ① 請求日時点で出来高が発生している工事。
 - ② その他発注者が適用除外と認めた工事。
- ・ 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

 $\underline{\text{https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010933.html}}$

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>東日本大震災 特例等>【拡大運用】工事請負契約締結後における単価適用年月変更》

9 遠隔地からの資材調達に要する輸送費

- ・ 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の 供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない ことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。
- ・ 対象となる資材は、生コンクリート、石材(砕石、捨石、被覆石等)、仮設材とする。
- ・ 輸送費の算出は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じた輸送費を契約変更で 計上する。
- ・ 輸送した資材は、資材製造地区の設計単価による契約変更とする。
- ・ 輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を 得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて請求できるものとする。
- ・輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」)、第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項(いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」と併用できるものとする。
- ・ 適用除外工事は以下のとおり。
 - ① 共通仕様書第1編1-1-1-8工事の着手の規定に違反した工事。
 - ② 受注者が、輸送費を請求する意思を、事前に書面により発注者に通知していない工事。
 - ③ その他発注者が適用除外と認めた工事。
- ・ 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

 $\underline{\text{https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010934.html}}$

《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>東日本大震災特例等>(改正・土木工事)遠隔地からの資材調達に要する輸送費》

対象の有無

第14条 その他 10 その他の特記事項 対象の有無 その他の特記事項の有無 有 特記事項 特記事項の内容 施工数量について 発注時の施工数量は、標準断面図等により算出された概 略的な数量であり、起工測量結果に基づき、協議される詳 標準断面図等による 細数量が、実際の施工数量となる。 発注方式 設計変更について 詳細数量を決定した後、契約書別記第19条により、県営 建設工事請負契約の変更を行うものとする。 交通規制について、通行車両及び作業員の安全に配慮した 交通規制について 施工計画を立案すること。 NTT、水道埋設物について NTT管、水道管等の埋設物について確認の上、管理者と床 (新町地内) 掘時の立会・協議を実施すること。 11 工事関係書類の標準化 ・ 本工事における工事関係書類について、国交省様式を使用する場合は、初回打合せ時に 工事打合せ簿(共通仕様書 様式第43号)により監督職員に報告すること。 ・ 標準化対象となっていない様式があるため、以下HPに掲載している標準化一覧を確認す ること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017229/1050141.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>共通仕様書> 国土交通省様式との標準化》 12 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等 ・ 本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について、「建設業におけ る新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(国土交通省)」等を参考に適切に対 応すること。 ・ なお、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等が必 要となる場合は、監督職員と協議すること。 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/1050318/index.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>新型コロナウイルス感染症の拡大 防止措置等》 13 疑義 ・本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議するこ

共通仕様書 補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち、主なものは以下のとおりであり、提出区分の欄が、「■」となっているものは、本工事に伴い提出しなければならない書類である。 なお、書類の様式は、共通仕様書で定める様式による。

提出 区分	名 称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
	請負代金内訳書	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-1	契約書別記第3条 ※全工事対象
	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-2	契約書別記第3条
	施工計画書	工事着手前及び必要の都 度	2部	共仕第1編1-1-1-4	1部は返却
	コリンズ (CORINS) 登録内容確認書	「登録内容確認書」が届 いた際、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-5	提出は「写し」
•	施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
	施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
	再生資源利用計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
	再生資源利用促進計 画書(実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
	確認・立会願	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
	段階確認書(確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
	出来形数量	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-5	「土木工事数量算出要領 (案) 」及び「設計図書」
	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕第3編3-1-1-7	「写真管理基準」
•	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-24	「土木工事施工管理基準及び 規格値」
	履行報告書	毎月1回(監督職員の指 定日)	1部	共仕第1編1-1-1-25	契約書別記第11条
	安全訓練等の実施状 況	監督職員から請求があっ た場合	1部	共仕第1編1-1-1-28	
	高度技術・創意工夫・社会 性等に関する実施状況	完成時まで	1部	共仕第3編3-1-1-10	実施した場合に提出
	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編1-1-1-31	
	工事用道路に関する 計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕第1編1-1-1-34	着工前の場合、施工計画書の 中で記載しても可
	工事使用材料の品質 証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第2編 第1章第2節	

別紙1

事前協議チェックシート〔情報共有システム(ASP)〕

(ASP:Application Service Provider)

協議実施日等

MANAN TABLE 1								
協議実施日		令和	年	月	日			
出席者	発注者							
山淅徂	受注者							

本工事で情報共有システムを利用しない場合、枠内にその理由を記載すること。

記載例)

- ・現場事務所において、システム利用に必要となる通信環境が確保できないため
- ・現場施工期間が極めて短期間であり、システム利用による情報共有円滑化や 業務効率化の効果が小さいと考えられるため

2 情報共有システムの取扱い (1)情報共有システム利用諸冬仕

L <u>)情報共有シス</u>	テム利用詞					
利用開始日		令和	年	月	日	
発注者必要ID数(例:5ID)		ID			↓ワークフロー機能対象者〇、非対象者×
	職名					氏名
	職名					氏名
発注者	職名					氏名
	職名					氏名
	職名					氏名
受注者必要ID数			ID			•
	職名		-			氏名
	職名					氏名
受注者	職名					氏名
	職名					氏名
	職名					氏名
1データ当りの最	大容量		MB以内	7		(設定が必要な場合に記載)
全データの最大合	計容量		GB以内]	•	(設定が必要な場合に記載)
その他特記事項						

(2) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作月	戈者	
7 3 70 9	テエック	音規石	発注者	受注者	(補足情報等を記載)
工事基本状況管理機能		コリンズファイルインポート		\circ	
揭示板機能		記事・コメント機能の利用	0	\circ	
スケジュール管理機能		監督職員のスケジュール登録	0		
ハラフェール 自生域能		受注者のスケジュール登録		0	
		施工計画書(変更含む) ※打合せ簿の様式で提出		0	
		確認・立会依頼書		\circ	
		段階確認書		\circ	
		工事打合簿(指示)	0		
		工事打合簿(承諾)		\circ	
発議書類作成機能•		工事打合簿 (協議)		\circ	
書類管理機能•		工事打合簿 (提出)		\circ	
工事書類等入出力・		工事打合簿 (届出)		\circ	
保管支援機能		工事打合簿 (その他)		\circ	
		材料確認願		\circ	
		工事履行報告書		\circ	
		事故関係書類	0	\circ	
		関係官庁協議資料	0	0	
		近隣協議資料	0	\circ	
		施工体制台帳		\circ	
		施工体系図		\circ	

フェルガ	エーック	事 籽 夕	作品	戊者	備考
フォルダー	チェック	書類名	発注者	受注者	(補足情報等を記載)
		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工事用)		0	
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工事用)		0	
発議書類作成機能•		再生資源利用計画書		0	
書類管理機能•		(建設資材搬入工事用)		0	
工事書類等入出力・		再生資源利用促進計画書		0	
保管支援機能		(建設資材搬出工事用)		0	
		出来形管理帳票		0	
		品質管理帳票		0	
		完成図面		0	
		工事写真		0	
		参考図		0	
		7 0 14 0 - 4	0		
		その他のデータ		\cap	